

○内閣府令第六十五号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百二十五条第一項及び第三百十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	(整備法第百十九条第二項第一号の支出の額) 第十六条 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第一号の支出の額（以下「公益目的支出の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。 一 「略」 二 当該事業年度において支出をした整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附及び公益信託の信託財産とするための支出（以下「特定寄附」という。）の額（<u>特定寄附</u>に付随して発生した費用の額を含む。） 三 「略」 （公益目的支出計画の作成） 第二十五条 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、第三号から第九号までに掲げる事項にあつては、特例民法法人が整備法第四十五条の認可の申請をする日の属する事業年度の開始の日に移行の登記をしたものと仮定したときにおける当該事業年度から公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度までの各事業年度におけるこれらの事項を記載しなければならない。 「一〇四 略」 五 <u>特定寄附</u>について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
改正前	(整備法第百十九条第二項第一号の支出の額) 第十六条 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第一号の支出の額（以下「公益目的支出の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。 一 「同上」 二 当該事業年度において支出をした整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附（以下「特定寄附」という。）の額（<u>当該支出</u>に付随して発生した費用の額を含む。） 三 「同上」 （公益目的支出計画の作成） 第二十五条 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、第三号から第九号までに掲げる事項にあつては、特例民法法人が整備法第四十五条の認可の申請をする日の属する事業年度の開始の日に移行の登記をしたものと仮定したときにおける当該事業年度から公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度までの各事業年度におけるこれらの事項を記載しなければならない。 「一〇四 同上」 五 <u>特定寄附</u>の相手方の名称及び主たる事務所の所在場所並びに用途を特定して寄附をする場合にあつては、当該用途

イ 整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附 寄附の相手方の名称及び主たる事務所の所在地並びに用途を特定して寄附をする場合にあっては、当該用途

ロ 整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する公益信託の信託財産とするための支出 支出する公益信託の名称、受託者（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第二項に規定する受託者をいう。第三十五条第二号において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。同号において同じ。）並びに用途を特定して支出をする場合にあっては、当該用途

〔六十三 略〕

（公益目的支出計画における軽微な変更）

第三十五条 整備法第百二十五条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 〔略〕

二 特定寄附について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める変更

イ 整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附の場合

寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在地のみの変更

ロ 整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する公益信託の信託財産とするための支出の場合 支出する公益信託の名称又は受託者の氏名若しくは住所のみの変更

〔六十三 同上〕

（公益目的支出計画における軽微な変更）

第三十五条 整備法第百二十五条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 〔同上〕

二 特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在地のみの変更

〔三・四 略〕

（残余財産の処分の承認の申請）

第四十八条 〔略〕

2 整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、様式第十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 一般社団・財団法人法第二百三十九条第二項の規定により残余財産を帰属させる法人又は公益信託を定める場合にあつては、当該帰属させる法人又は公益信託を定めた社員総会又は評議員会の議事録（社員総会又は評議員会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）

〔四〃六 略〕

〔三・四 同上〕

（残余財産の処分の承認の申請）

第四十八条 〔同上〕

2 整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、様式第十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 一般社団・財団法人法第二百三十九条第二項の規定により残余財産を帰属させる法人を定める場合にあつては、当該帰属させる法人を定めた社員総会又は評議員会の議事録（社員総会又は評議員会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）

〔四〃六 同上〕

様式第十一号（第四十八条第二項関係）

令和 年 月 日

殿

法人の名称

清算人の氏名

残余財産帰属先承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 130 条の規定により残余財産の帰属先に関する承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 解散の届出をした日
- 2 残余財産の確定した日における公益目的財産残額
- 3 残余財産の額
- 4 帰属させる財産の内容
- 5 残余財産のうち最終事業年度の公益目的財産残額に相当する財産の帰属先に関する

次の事項

＜法人に贈与する場合＞

- (1) 帰属先となる法人の住所
- (2) 対象となる法人の名称
- (3) 対象となる法人の種別

＜公益信託の信託財産とする場合＞

- (1) 帰属先となる公益信託の名称
- (2) 対象となる公益信託の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第十一号（第四十八条第二項関係）

令和 年 月 日

殿

法人の名称

清算人の氏名

残余財産帰属先承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 130 条の規定により残余財産の帰属先に関する承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 解散の届出をした日
- 2 残余財産の確定した日における公益目的財産残額
- 3 残余財産の額
- 4 帰属させる財産の内容
- 5 残余財産のうち最終事業年度の公益目的財産残額に相当する財産の帰属先に関する

次の事項

- (1) 帰属先となる法人の住所
- (2) 対象となる法人の名称
- (3) 対象となる法人の種別

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この府令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。